

静岡県告示第553号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月11日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 売りさばき人			1 売りさばき人		
名称(氏名)	所在地(住所)	売りさばき所の位置	名称(氏名)	所在地(住所)	売りさばき所の位置
(略)			(略)		
株式会社総合自動車学校	(略)	浜松市東区和田町700番地 総合自動車学校内	株式会社総合自動車学校	(略)	浜松市東区和田町700番地 総合自動車学校内
		<u>菊川市加茂字万田2199番地の1</u> 総合菊川自動車学校内			
(略)			(略)		
株式会社榛南自動車学校	(略)	牧之原市細江1731番地 榛南自動車学校内	株式会社榛南自動車学校	(略)	牧之原市細江1731番地 榛南自動車学校内
					<u>菊川市加茂2199番地の1</u> 静岡菊川自動車学校内
(略)			(略)		
2 (略)			2 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定は令和3年6月1日から適用する。